

令和6年度

飯田市農業振興センター

交付金・補助金要領

- 1 農業振興会議活動交付金
- 2 地域農業振興活動支援補助金
- 3 農地再生・活用支援補助金
- 4 農業者等研修活動支援補助金

令和6年度 飯田市農業振興センター交付金・補助金一覧（概要）

事業区分	対 象	内 容	補助金額・補助率等
1 農業振興会議活動交付金	地区農業振興会議	①地域計画(人・農地プラン)推進活動交付金	60,000円
		②農業振興会議年間活動支援交付金	上限 50,000円
		③新規就農者等誘致応援交付金	住宅1軒 30,000円
2 地域農業振興活動 支援補助金	3者以上で構成する 団体（グループ、地区、集落）	①農業経営改善の取り組み支援(新技術・新作物の導入、スマート農業推進、郷土野菜振興等) ・最大3年間	上限 団体 200,000円 (補助率 8/10)
		②6次産業化等への取り組み支援(農産加工品の開発、ブランド化、販路開拓等) ・最大3年間	上限 団体 200,000円 (補助率 8/10)
		③都市と農村との交流の取り組み支援(GT 勉強会等の開催、農家レストラン等運営準備、都市と農村との交流等) ・最大3年間	上限 地区 150,000円 (補助率 10/10)
3 農地再生・活用 支援補助金	農業者、3者以上で 構成する団体(グループ、地区、集落)	①農地再生整備(ハード) ・初年度のみ1回	上限 200,000円 (補助率 9/10)
		②農作物の栽培等(ソフト) ・同一農地につき最大3年間	上限 50,000円 (補助率 9/10)
		対象農地: 作物を栽培していない農地 (自己所有地を除く)	
4 農業者等研修活動 支援補助金	農業者、就農または 農ある暮らし希望者	農業経営や 農業生産の向上に資する研修 活動に対する支援	上限 50,000円 (補助率 8/10)
	農業経営にマルチ ローター(ドローン) の導入を計画して いる農業者	マルチローター(ドローン)のラ イセンスを取得	上限 100,000円 (補助率 8/10)

- ・1-②の交付金額、2・3・4の補助金額は100円未満切り捨て
- ・補助対象者は、原則、飯田市に住所がある者で受益農地は市内に限ります。
- ・詳細については、事務局までお問い合わせください。

飯田市農業振興センター事務局
395-0817 飯田市鼎東鼎 281 番地
TEL. 0265-21-3217 FAX. 0265-52-6181
E-mail
shinkoucenter@city.iida.nagano.jp

1 農業振興会議活動交付金

(1) 趣 旨

地域の諸問題に対して、自主的に創意と工夫を凝らして対応できるよう地区農業振興会議の運営を支援します。担い手不足による遊休農地の増加が大きな問題になっていることから、将来の地域農業を見据えた協議（地域計画（人・農地プラン）の策定）を支援し、集落営農を推進します。また、農業の担い手確保の取り組みとして地域自治組織と連携し、新規就農者等の誘致に積極的に取り組む地区に対して支援します。

(2) 対 象 各地区農業振興会議

(3) 内 容

① 地域計画（人・農地プラン）推進活動支援交付金

ア 交付条件

- ・「地域計画（人・農地プラン）」の策定に関する活動を2回以上実施（総会・役員会を除く）
- ・地域内全域で「人・農地プラン」の実質化している地区については、目標地図策定までの協議を年1回以上実施

イ 申請手続き

- ・②と同一の申請書により申請する。

ウ 交付金額 6万円

エ 実績報告 交付条件を満たす活動を実施後速やかに提出する。

添付書類：会議資料、会議記録の写し、参加者名簿の写し

② 農業振興会議年間活動支援交付金

ア 交付対象事業

- ・年間事業計画に基づく事業

農業振興に関する活動・協議・催し

イ 申請手続き

- ・①と同一の申請書により申請し、総会資料を添付する。

ウ 対象経費

- ・需用費（飲食費を除く）、役務費（通信運搬費等）、使用料、原材料、謝金、視察に係る経費（交通費等）他、農業振興会議構成団体への交付金（活動実績が確認できる事）

エ 交付金額 上限5万円（100円未満切り捨て）

オ 実績報告 交付条件を満たす活動を実施後速やかに提出する。

添付書類：会議等資料、事業写真、支払確認書類（領収書及び通帳写し）

- ・視察研修については、目的と成果を記録し、視察資料を添付する。

③ 新規就農者等誘致応援交付金

農業の担い手確保の取り組みとして地域自治組織と連携し、新規就農者等の誘致に積極的に取り組む地区に対して支援します。

ア 交付条件（全てを満たす）

- ・空き住宅の使用について、所有者等の了承を得たうえで、就農希望者等に紹介可能な「農業者向け空き住宅」を提案していただけること。（宅内が片付いていなくても構いません）
- ・就農希望者等に対する地区紹介や現地案内、相談対応等へ協力していただけること。

イ 申請手続き

- ・空き住宅を提案する際、申請書を提出する。（住宅1軒毎に申請）

添付書類：間取り図、物件写真（内観、外観）、位置図

ウ 交付金額 住宅1軒 3万円

2 地域農業振興活動支援補助金

(1) 趣 旨

農業経営向上のための農業生産性や品質向上に資する取り組み、新たな作物や栽培技術の導入に向けた取り組み、郷土野菜や伝統的な食文化など地域資源を生かした活動、6次産業化や地域産品の高付加価値化、ブランド力向上のための活動、リニア時代を見据えた地域農業の振興につながる実践的な取り組みを支援します。

(2) 対象者 市内に住所を有する3者以上で構成する団体（グループ、地区、集落など）

(3) 支援期間 最大3年間

(4) 対象事業

事業区分	補助対象内容	補助金額 補助率
① 農業経営改善の取り組み	農業生産性の向上や農産物の品質向上、農作業の省力化のための新たな生産技術や新作物の導入、スマート農業の推進、郷土野菜の生産振興など地域農業の振興につながる取り組み (対象経費：需用費（飲食費除く）、原材料費、謝金、資機材購入費など)	<上限> 団体 200,000 円 補助率 8/10 (100 円未満切り捨て)
② 6次産業化等の取り組み	農畜産加工品の研究・試作、農畜産物及び農畜産加工品のブランド化、販路開拓など (対象経費：需用費（飲食費除く）、原材料費、謝金、研究費、使用料（売場利用料等）、流通経費、委託加工費、リサーチ費用、試作品パッケージ費、デザイン料など)	<上限> 団体 200,000 円 補助率 8/10 (100 円未満切り捨て)
③ 都市と農村との交流の取り組み	リニア時代を見据えた農業や食文化などの地域資源を活用した「都市と農村の交流」「グリーンツーリズムの推進」などの受け皿づくりの取り組み (例) グリーンツーリズム勉強会等の開催、お試し住宅や農家レストラン等の運営準備、都市との交流事業の実施等 (対象経費：取り組みに必要な経費（飲食費除く）)	<上限> 団体 150,000 円 補助率 10/10 (100 円未満切り捨て)

- ・機械作業料金は、令和6年度「飯田市農作業の標準労賃機械作業料金」以内の金額とする。
- ・他の補助金の交付を受ける事業、申請前に実施済みの事業は対象外とする。
- ・支援期間は最大3年間であるが、実績報告等により支援がなくても継続可能と判断できる事業については、翌年度以降の支援は行わない。

(5) 申請方法

- ・地元農業振興会議を経由し申請書を提出する。（継続する事業は年度毎に申請）

(6) 実績報告及び補助金の支払い

- ・年度内に事業を完了し、事業実施後速やかに実績報告書（活動記録、記録写真、成果品等の取り組み内容のわかるもの、領収書、通帳の写しを添付）を提出する。
- ・実績報告書に基づき補助金額を確定し、請求書の提出により補助金を交付する。

(7) 事業内容を公表し広く周知することについて同意すること。

3 農地再生・活用支援補助金

(1) 趣 旨

農業者の高齢化により担い手が減少する中、所有者が自ら耕作できない農地が増加しており、遊休農地対策が大きな課題となっているため、遊休農地や遊休予備農地を活用した農作物栽培の取り組みを支援します。

(2) 対象者 農業者、市民、3者以上で構成する団体（グループ、地区、集落）

(3) 対象農地 作物を栽培せず、農業委員又は農地利用最適化推進委員が確認した農地（市内の農地に限る）

(4) 対象事業

事業区分	対象経費
①農地再生整備（ハード） 遊休農地等を活用して農業生産を行うための再生整備（初年度のみ1回）	伐採、伐根、草刈、深耕、土壌改良剤の投入、施設等の撤去など農地再生整備に要する経費（委託料、機械借上料、資材費等（機器・部品購入費、燃料費、飲食費は除く）） 補助率 9/10（100円未満切り捨て）
②農作物の栽培（ソフト） 農作物の栽培 （同一農地につき最大3年間）	肥料、苗木、種子、資材など農作物の栽培に要する経費（燃料費、飲食費は除く） 補助率 9/10（100円未満切り捨て）
補助金額上限 ハード 200,000円、ソフト 50,000円（100円未満切り捨て）	

- ・農地所有者が自己所有の農地で行う取り組みは対象外とする。
- ・グループ等の構成員に対する謝礼、日当の支払いは対象外とする。
- ・他の補助金の交付を受ける事業、申請前に実施済みの事業は対象外とする。
- ・機械作業料金は、令和5年度「飯田市農作業の標準労賃機械作業料金」以内の金額とする。
- ・初年度ハード事業のみを行った場合は、次年度以降3年間ソフト事業を支援します。
- ・ハード事業の申請は当該年度内において1農業者1回とします。（複数圃場でも1回とみなす。）
- ・非農家グループ等による事業の場合は、耕起作業等の機械作業料金を支援対象とする。
- ・農地利用に当たっては、利用権設定又はレクレーション農園の届出を行うこと。（直ちに利用権設定等の手続きが困難な場合は、農地使用承諾書を添付する）ただし、レクレーション農園で栽培された農産物は、原則、販売することができません。
- ・土壌改良剤、肥料、苗木、種子等については、再生・栽培面積に対して適正数量であること。
- ・施設等の撤去対象地は、農振農用地に限ることとする。

(5) 申請方法

- ・地区農業委員又は農地利用最適化推進員の確認を受けて申請書を提出する。（継続する事業は年度毎に申請）
- ・事業着手前の該当圃場の写真を申請時に提出する。

(6) 実績報告及び補助金の支払い

- ・年度内に事業を完了し、事業実施後速やかに実績報告書（再生作業中と再生後、栽培前と栽培中の記録写真、領収書、通帳の写し）を提出する。
- ・実績報告書に基づき補助金額を確定し、請求書の提出により補助金を交付する。

(7) 事業内容を公表し広く周知することについて同意すること。

(8) 作業効率化を目的とした基盤整備は、当該補助事業対象外として、土木課の簡易基盤整備事業を活用する。（経費の1/2、10a当たり20万円）

4 農業者等研修活動支援補助金

(1) 趣 旨

意欲ある農業者等を育成するため、農業経営向上に資する先進的な営農手法や技術等を取得する活動を支援します。

(2) 対象者 ①農業者、就農または農ある暮らし希望者

②農業経営にマルチローター(ドローン)の導入を計画している農業者

(3) 対象事業

事業区分	補助金額・補助率等
①農業経営や農業生産の向上に資する研修活動に対する支援	上限 50,000 円 補助率 8/10
②農業用マルチローター(ドローン)ライセンス取得に対する支援	上限 100,000 円 補助率 8/10

- ・農業経営や農業の生産性向上に資する研修活動、就農を目的とした研修活動（帰農塾）等
- ・他の補助金の交付を受ける事業、申請前に実施済みの事業は対象外とする。
- ・補助対象経費は、上記活動を行うために必要な経費のうち、事業目的や内容、費用対効果に基づく総合的な判断により必要且つ適当と認められる経費とする。
対象経費：研修受講料、講師謝礼、交通費（南信州管内は除く）等
- ・宿泊費は補助対象外とするが、研修の日程上やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(4) 申請方法

- ・事業実施 10 日前までに申請書を提出する。

(5) 実績報告及び補助金の支払い

- ・年度内に事業を完了し、事業実施後速やかに実績報告書（研修資料、記録写真、成果品等の研修内容のわかるもの、領収書等を添付）を提出する。
- ・実績報告書に基づき補助金額を確定し、請求書の提出により補助金を交付する。

(6) 事業内容を公表し広く周知することについて同意すること。